

企 画 競 争 説 明 書

令和 7 年度最先端 GaN 基板を利用した半導体
技術の早期社会実装に向けた調査等委託業務

環 境 省

令和7年度最先端 GaN 基板を利用した半導体技術の早期社会実装に向けた調査等委託業務に係る企画書募集要領

1 総則

令和7年度最先端 GaN 基板を利用した半導体技術の早期社会実装に向けた調査等委託業務に係る企画競争の実施については、この要領に定める。

2 業務内容

本業務の内容は、別添「令和7年度最先端 GaN 基板を利用した半導体技術の早期社会実装に向けた調査等委託業務の概要及び企画書作成事項」のとおりとする。

3 予算額

業務の予算総額は、8,200 万円（消費税及び地方消費税額を含む。）以内とする。

4 参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中でないこと。
- (4) 令和07・08・09年度環境省競争参加資格（全省統一資格）「役務の提供等」の「調査・研究」において、企画書等の提出期限までに「A」、「B」、「C」又は「D」級に格付されている者であること。
- (5) 別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

5 企画競争に係る説明会の開催 実施しない。

6 企画書募集に関する質問の受付及び回答

この企画競争説明書、添付資料等に関する質問がある場合は、次に従い、別記様式1による書面を提出すること。

(1) 提出先

地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室
東京都千代田区霞が関1-2-2（中央合同庁舎第5号館3階）
TEL：03-5521-8339

(2) 提出方法

原則電子メール（chikyu-jigyo@env.go.jp）、困難な場合は、持参にて受け付ける。
なお、電子メールで提出した場合には、環境省に提出した旨を連絡すること。

(3) 受付期限

令和7年6月9日（月）17時（持参の場合は12時～13時を除く。）

(4) 回答

令和7年6月10日（火）17時までに環境省ホームページの「調達情報」>「入札等情報」>委託業務「企画競争(役務)」>「本件」の「公示」の下段に掲載する。

7 企画書等の提出書類、提出期限等

(1) 提出書類（別添1）

- ① 企画書（添付資料を含めて綴じ込んだ1式）
- ② 経費内訳書

令和7年度最先端 GaN 基板を利用した半導体技術の早期社会実装に向けた調査等委託業務を実施するために必要な経費のすべての額（消費税及び地方消費税額を含む。）を記載した内訳書

- ③ 提出者の概要（会社概要等）が分かる資料

(2) 提出期限

- ① 提出期限

令和7年6月19日（木）17時

- ② 企画書等の作成に関する問合せ先

6（1）に同じ

(3) 書面による提出の場合

- ① 提出部数

ア （1）① 5部

イ （1）② 5部

ウ （1）③ 2部

- ② 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着）による。

郵送する場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法に限る。

- ③ 提出場所

6（1）に同じ

(4) 電子による提出の場合

- ① 提出方法

電子ファイル（PDF形式）により、電子メール※1で送信、又はDVD-ROM等に保存して持参又は郵送※2で提出すること。電子メールで提出した場合には、環境省からの受信連絡メールを必ず確認すること。

※1 電子メール1通のデータ上限は7MB（必要に応じ分割すること）

※2 郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残るものに限る。

- ② 提出場所

電子メールの場合:chikyu-jigyo@env.go.jp

DVD-ROM等の持参又は郵送の場合:6（1）に同じ

(5) 提出に当たっての注意事項

ア 企画書等の提出にあわせて、令和07・08・09年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の審査結果通知書の写しを提出すること。

イ 持参する場合の受付時間は、平日の10時から17時まで（12時～13時は除く）とする。

ウ 郵送する場合は、封書の表に「令和7年度最先端 GaN 基板を利用した半導体技術の早期社会実装に向けた調査等委託業務に係る企画書等在中」と明記すること。提出期限までに提出先に現に届かなかった企画書等は、無効とする。

エ 提出された企画書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできない。また、返還も行わない。

オ 1者当たり1件の企画を限度とし、1件を超えて申込みを行った場合はすべてを無効とする。

カ 参加資格を満たさない者が提出した企画書等は、無効とする。

キ 虚偽の記載をした企画書等は、無効にするとともに、提出者に対して指名停止を行うことがある。

ク 企画書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ケ 提出された企画書等は、環境省において、企画書等の審査以外の目的に提出者に無断で使用しない。企画競争の結果、契約相手になった者が提出した企画書等の内容は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42

号)に基づき開示請求があった場合においては、不開示情報(個人情報、法人等の正当な利益を害するおそれがある情報等)を除いて開示される場合がある。

コ 企画書等において提出者以外の者の協力を得て事業を実施する旨の提案を行っている場合は、契約の締結に当たりその履行を担保するため、協力の内容、態様等に応じ、提出者と協力者の間の共同事業実施協定書等の提出を求めることがある。

8 暴力団排除に関する誓約

当該業務に係る(資格要件に係る提出書類及び)企画書等については、別紙において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上、提出すること。また、提出書類に誓約事項に誓約する旨を明記すること。

9 企画提案会の開催 実施しない。

10 審査の実施

- (1) 審査は、「令和7年度最先端 GaN 基板を利用した半導体技術の早期社会実装に向けた調査等委託業務の企画書審査の手順」(別添2)及び「令和7年度最先端 GaN 基板を利用した半導体技術の早期社会実装に向けた調査等委託業務に係る企画書等審査基準及び採点表」(別添3)に基づき、提出された企画書等について行い、業務の目的に最も合致し優秀な企画書等を提出した1者を選定し、契約候補者とする。
- (2) 審査結果は、企画書等の提出者に遅滞なく通知する。

11 契約の締結

企画競争の結果、契約候補者として選定されたとしても、会計法令に基づく契約手続の完了までは、環境省との契約関係を生ずるものではない。

支出負担行為担当官である環境省地球環境局長は、契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の制限の範囲内であることを確認し、契約を締結する(参考の契約書(案)を参照)。

◎添付資料

- (別紙) 暴力団排除に関する誓約事項
- (別添1) 企画書等の提出について
- (別添2) 企画書審査の手順
- (別添3) 企画書等審査基準及び採点表
- (別添4) 業務の概要及び企画書作成事項
- (参考) 契約書(案)

質問書

業 務 名	令和 7 年度最先端 GaN 基板を利用した半導体技術の早期社会実装に向けた調査等委託業務
会 社 名	
住 所	
担 当 者	部署名：氏 名：
担当者連絡先	T E L：
	E-m a i l：
質 問 事 項	

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、企画書等の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報情報を警察に提供することについて同意します。

記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

（1）契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

（2）契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

(別添1)

令和 年 月 日

環境省地球環境局長 殿

所 在 地
商 号 又 は 名 称
代表者役職・氏名

令和7年度最先端 GaN 基板を利用した半導体技術の早期社会実装に向けた調査等
委託業務に係る資格要件書類の提出について

標記の件について、次のとおり提出します。

なお、企画書の提出に当たり、暴力団排除に関する誓約事項に誓約します。

- 1 企画書
- 2 経費内訳書
- 3 会社概要等

担当者等連絡先

部 署 名 :

責任者名 :

担当者名 :

T E L :

E - m a i l :

(別添 2)

令和 7 年度最先端 GaN 基板を利用した半導体技術の早期社会実装に向けた調査等
委託業務の企画書審査の手順

1 企画書審査委員会による審査

地球局内に設置する「令和 7 年度最先端 GaN 基板を利用した半導体技術の早期社会実装に向けた調査等委託業務に係る企画書審査委員会」（委員は下記のとおり。以下「企画書審査委員会」という。）において、提出された企画書等の内容について、審査を行う。

企画書審査委員会の構成

委 員 長 地球環境局総務課長

委 員 地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室長

地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 室長補佐(総括担当)

地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 室長補佐(事業担当)

* 委員長及び委員は、出席が困難な場合は、同じ課（室）の者を代理として出席させることができる。

2 企画書等の審査方法

(1) 「令和 7 年度最先端 GaN 基板を利用した半導体技術の早期社会実装に向けた調査等委託業務に係る企画書等審査基準及び採点表」（別添 3）に基づき、委員ごとに採点する。

【採点基準】	5 点満点	1 0 点満点	1 5 点満点
・ 秀	5 点	× 2	× 3
・ 優	4 点		
・ 良	3 点		
・ 準良	2 点		
・ 可	1 点		
・ 不可	0 点		

(2) (1) の採点結果の平均点を算出し、その点数が最も高い者を契約候補者とする。

(3) 平均点が同点の場合、次の基準で契約候補者を選定する。

- ① 「秀」の数が多い者を契約候補者とする。
- ② 「秀」の数と同数の場合は、「優」の数が多い者を契約候補者とする。
- ③ 「優」の数も同数の場合は、「良」の数が多い者を契約候補者とする。
- ④ 「良」の数も同数の場合は、委員の多数決により契約候補者を選定する。

3 契約委員会による契約候補者の確定

企画書審査委員会は、選定した契約候補者名及び審査経過を大臣官房会計課長へ報告し、同会計課長を委員長とする契約委員会において契約候補者を確定する。

(別添3)

令和7年度最先端 GaN 基板を利用した半導体技術の早期社会実装に向けた調査等委託業務
に関する企画書等審査基準及び採点表

企画書作成項目	審査項目	審査基準	配点		採点
				小計	
業務に対する理解度 (様式A)	業務内容に対する理解度	本業務に対する専門的知見と理解度について評価する。	5	5	
業務実施方法等の提案 (様式B)	業務の骨子(1)の実施内容及び実施方法	パワー半導体等の現状と課題の整理、将来の国内外の市場規模の推計等の調査内容を理解し、具体的な実施内容及び方法が提案されており、実現可能性があるかを評価する。	5	40	
	業務の骨子(2)の実施内容及び実施方法	環境省 GaN 事業の技術開発状況の把握・とりまとめの内容を理解し、具体的な実施内容及び方法が提案されており、実現可能性があるかを評価する。	5		
	業務の骨子(3)の実施内容及び実施方法	最先端半導体のサプライチェーン上の主要プレーヤーの調査内容を理解し、具体的な実施内容及び方法が提案されており、実現可能性があるかを評価する。	5		
	業務の骨子(4)の実施内容及び実施方法	GaN on GaN 半導体の社会実装・普及展開に向けた方策案の検討内容を理解し、具体的な実施内容及び方法が提案されており、実現可能性があるかを評価する。	10		
	業務の骨子(5)の実施内容及び実施方法	業務の骨子(4)の調査を踏まえ、環境省 GaN 事業の技術開発・社会実装の工程表(案)に関して、具体的な提案提示の可能性を評価する。	10		
	業務の骨子(6)の実施内容及び実施方法	有識者による検討会の実施について、具体的な実施内容及び方法が提案されており、滞りなく運営でき、業務の骨子(5)に助言等を反映できるかを評価する。	5		
業務実施フロー (様式C)	業務遂行の確実性	業務が無理なく実施できるかどうかについて評価する。	10	10	
業務実施体制 (様式D-1、様式D-2)	管理技術者の経歴、マネジメント	管理技術者の業務実績、地球温暖化に対する認識・理解及び業務内容に関連する能力が十分であるか、また、効果的に業務を実施するためのチームマネジメントができるかについて評価する。	5	20	
	業務に従事する者の配置、役割分担、経歴、知識等	管理技術者が業務の内容を理解し、業務に従事する者の経歴、知識等を把握し、役割や責任を明確化し、適切に配置されているかについて評価する。	5		
	有識者等との適切な連携体制	業務の実施において、有識者との適切な連携体制を確保することになっているか、また、連携を図った上で必要な機密情報の適切な保全措置を講ずることになっているかについて評価する。	10		
業務実績 (様式E)	過去5年間における気候変動対策に係る調査業務等の実績	左記業務実績が1件以上あれば可(1点)とし、以降は件数や業務概要に応じて加点する。類似業務とは、気候変動対策に係る調査業務とする。	5	5	
見積価格・積算内訳 (経費内訳書)	提案内容に対する価格及び積算内訳の妥当性を評価する。		5	5	
組織のカーボンニュートラル実現に向けた取組状況 (様式F)	2050年又はそれ以前のカーボンニュートラル達成など、温室効果ガスの排出削減目標を設定していること。また、デコ活応援団への参画及びデコ活宣言の実施の有無、デコ活に関する取組を実施していること。		5	5	

組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況（様式G）	事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）でのISO14001、エコアクション21、エコステージ、エコ・ファースト制度、地方公共団体による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得等の有無。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。 又は現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等していること。	5	5	
組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況（様式H）	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定等）の有無。ただし、企画書提出時点において認定期間中であること。 ※複数の認定等に該当する場合は、最も得点が高い区分により加点を行うものとする。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。 ○女性活躍推進法に基づく認定等（プラチナえるぼし認定・えるぼし認定等） ・プラチナえるぼし（※1） 5点 ・えるぼし3段階目（※2） 4点 ・えるぼし2段階目（※2） 3点 ・えるぼし1段階目（※2） 2点 ・行動計画（※3） 1点 ※1 女性活躍推進法（令和2年6月1日施行）第12条に基づく認定 ※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※3 常時雇用する労働者の数が1人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。 ○次世代法に基づく認定（プラチナくるみん認定・くるみん認定・トライくるみん認定） ・プラチナくるみん認定 4点 ・くるみん認定（新基準※4） 3点 ・くるみん認定（旧基準※5） 2点 ・トライくるみん認定 2点 ※4 新くるみん認定（改正後認定基準（令和4年4月1日施行）により認定） ※5 旧くるみん認定（改正前認定基準又は改正省令附則第2条第5項の経過措置により認定） ○若者雇用推進法に基づく認定（ユースエール認定） 4点	5	5	
合計			100	

注）1. 企画書等において、提出者の外部協力者へ再委任又は共同実施の提案を行う場合、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を外部に再委任等してはならず、そのような企画書等は不合格として、選定対象としないことがある。
2. 積算内訳書において、再委任に係る外注費が見積価格の1/2以上である場合は、不適切として、選定対象としないことがある。

【採点基準】

	5点満点の場合	10点満点の場合	15点満点の場合
・秀	5点	×2	×3
・優	4点		
・良	3点		
・準良	2点		
・可	1点		
・不可	0点		

(別添 4)

令和 7 年度最先端 GaN 基板を利用した半導体技術の早期社会実装に向けた調査等委託業務の概要及び企画書作成事項

1. 業務の目的

日本は、2050 年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロとするネット・ゼロを達成することとしており、本年 2 月に気候変動に関する国際連合枠組条約（UNFCCC）事務局に提出した Nationally Determined Contributions（NDCs）において 2035 年度、2040 年度において、2013 年度からそれぞれ 60%、73%削減を目指すこととした。そこで環境省は、この実現に向けて、温室効果ガス削減量の拡大及び削減コストの低減を進めるため、様々な最先端技術の技術開発実証、社会実装に向けた取組を推進している。

特に、脱炭素社会の実現に向けては、より一層のエネルギー消費量の削減を行う必要があるため、電力を使う製品のほぼ全てに実装されているパワー半導体の省エネ・高効率化を目指し、窒化ガリウム（GaN）基板を使用した半導体である GaN on GaN 半導体とそれを活用した省エネ設備・製品・システムの開発の取組として、環境省では、平成 26 年度から「GaN 技術による脱炭素社会・ライフスタイル先導イノベーション事業」、令和 2 年度からは「革新的な省 CO2 実現のための部材や素材の社会実装・普及展開加速化事業」（以下「環境省 GaN 事業」という。）を実施している。

本業務は、環境省 GaN 事業の成果を踏まえ、GaN on GaN 半導体を活用した製品の普及により見込まれる CO2 排出量削減効果、市場規模予測や普及に必要な技術開発動向等に関する最新情報等についての調査・分析を行い、社会実装・普及展開に関する方策案等を検討するとともに、その結果を踏まえ、環境省 GaN 事業における GaN on GaN 半導体の技術開発・社会実装の工程表（案）を提示することを目的とする。

2. 業務の骨子

業務の実施に当たっては、環境省の目的・意図及び既存の情報をよく理解した上で行うこと。本業務に関する環境省担当官との打合せを適宜実施し、内容を協議の上で実施すること。

また、A) 及び B) の視点を十分に反映すること。

A) GaN on GaN 半導体を含む最先端パワー半導体及び高周波半導体（以下「最先端半導体」という。）等の技術に関する専門知識を有する有識者等の監修を必ず得た上で、分かりやすい資料等を作成すること。

B) 業務に伴い取得した情報やデータ等を適切に管理し、環境省が指示した場合には安全に漏洩リスクなく破棄できる体制を構築すること。

(1) パワー半導体及び高周波半導体等（以下「パワー半導体等」という。）の現状と課題の整理、将来の国内外の市場規模の推計等

本業務では、パワー半導体等に関する国内外の最新の情報、データ等に基づき、以下の業務を行うこと。

① パワー半導体等の現状と課題の整理

国内外の最新の情報等を収集し、今後の市場・産業の育成の観点から、ユーザー企業が求めるパワー半導体等の性能や品質・用途や課題等についてまとめること。

② 最先端半導体の技術特性及び製品化の進展状況の比較

技術特性については、GaN on GaN 半導体に関する国内外の最新の情報を収集するとともに、GaN on GaN 半導体とそれ以外の最先端半導体との比較を行うこと。

製品化の進展状況については、GaN on GaN 半導体の取組を進めている企業等を対象に調査を行い、得られた情報に基づき整理すること。

③ ①及び②を踏まえた最先端半導体に関する将来の国内外の市場規模の推計

最先端半導体を対象に、技術特性、研究開発・製造環境整備強化等の市場環境変化、政策動向等を踏まえた将来の国内外の市場規模の推計について、根拠資料に基づいて実施すること。特に、GaN on GaN 半導体については、活用が期待される分野（先行して商用化される用途及び主要な用途の複数製品を想定すること。）を特定した上で行うこと。市場規模の推計時点は、2030 年、2035 年、2040 年及び 2050 年とする。

（2）環境省 GaN 事業の技術開発状況の把握・とりまとめ

環境省 GaN 事業で実施する技術開発状況を整理するとともに、（1）②の調査結果と比較し、製品化の進展状況を明確にすること。

（3）最先端半導体のサプライチェーン上の主要プレーヤーの調査

GaN on GaN 半導体を社会実装するためにサプライチェーン上の主要プレーヤーについて、以下の調査等を実施すること。

- ① 国内外の最新の情報等を基に、サプライチェーンの段階ごとに、主要企業が実施する最先端半導体の開発動向を把握し、取りまとめること。その際、日本、米国、欧州及び中国の主要地域に大別しつつ、取りまとめの際には、全体像を俯瞰的に把握できる図表等で分かりやすくまとめること。また、国内から見たサプライチェーン上のリスク評価を行うこと。
- ② 最先端半導体の原料であるガリウム及びその化合物の輸入状況や国内の流通状況、リサイクルの状況等を調査し、調達上の想定されるリスクを踏まえ、安定した調達方策等を検討・整理すること。
- ③ 半導体製造で使用される有機フッ素化合物（PFAS）について、国際的な規制等の動向や代替物質・手法の開発・普及動向、各国及び国内外の関連企業の対応動向等を把握し、想定されるリスクを踏まえた対応策等を検討・整理すること。
- ④ GaN on GaN 半導体に関する知的財産権の出願状況を調査し、年度別・国別・企業別・技術課題別等に分類し、特許マップに整理すること。これらの特許マップをもとに、技術開発状況の現状分析を行うとともに、今後の知的財産獲得に向けた戦略を検討すること。

(4) GaN on GaN 半導体の社会実装・普及展開に向けた方策案の検討

(1) ～ (3) の調査を踏まえ、以下の項目について方策案を検討・考察し、取りまとめること。

- ① GaN on GaN 半導体実用化により見込まれる将来の CO2 排出量削減効果の推計（評価時期は 2030 年、2035 年、2040 年、2050 年とする。）
- ② GaN on GaN 半導体を社会実装するためのサプライチェーンでの要件整理と体制の検討
社会実装のためには、原材料調達、製造のための周辺技術や設備、製造工場、物流等サプライチェーン体制が必要となる。これらのサプライチェーンで必要となる要件を検討し、それらの要件を満たす主要なプレーヤーを整理するとともに、サプライチェーン体制を検討すること。
- ③ GaN on GaN 半導体のサプライチェーンごとの生産規模、見込まれる投資額や投資効果、雇用創出効果等の検討及び試算
- ④ 応用展開分野ごとの関心度・期待度・課題等の整理と普及工程・方策案の検討
- ⑤ 日本における GaN on GaN 半導体の社会実装・普及展開方策案の検討・整理
- ⑥ 技術流出防止策の整理・検討

経済安全保障上の観点から、重要技術である半導体分野の技術は、適切な技術流出防止策を備えることが重要である。そのため、半導体分野における技術流出防止策の現状の整理・検討を行うこと。

(5) 環境省 GaN 事業の技術開発・社会実装の工程表（案）の作成

(4) の調査を踏まえ、環境省 GaN 事業の 2027～2030 年度における技術開発・社会実装の工程表（案）を検討し、取りまとめること。工程表（案）の作成にあたっては、(6) の検討会の助言等を反映すること。

(6) 有識者による検討会の実施

GaN on GaN 半導体の社会実装に向けて、パワー半導体等に関連する産業界・研究機関等有識者から構成される検討会を実施し、(1) ～ (5) の調査業務の内容及び検討状況について助言を得ること。

(7) その他

本業務を実施するに当たり、「令和 6 年度最先端 GaN 基板を利用した半導体技術の導入促進に関する市場規模調査・技術紹介等委託業務」成果報告書を熟読し、調査内容に重複がないようにすること。

本業務は、令和 7 年度に公募を予定している「令和 7 年度最先端 GaN 基板を利用した半導体技術の導入促進に関する普及啓発等委託事業（仮）」の委託予定事業者と連携し進めること。

本業務で集積されたデータの情報整理、整理に基づく関連資料の作成等について環境省担当官の指示に従い実施すること。

また、二次的利用や簡易的な編集等ができるよう著作権上の権限などを整理すること。
具体的には、成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合には、受託者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得することとし、利用許諾が得られない場合には、一次資料の提供元についての情報（引用元、問合せ先、使用許諾の申請方法等）を一覧表の電子データ（Microsoft 社 Excel で編集できる形式又は CSV 形式で作成）として提出すること。

なお、一覧表には、情報提供者の個人情報等、一般に公開できない情報が含まれる場合もあるため、他の成果物とは分け、環境省担当官に直接提出すること。

また、本業務における企業動向等は、関係企業等のプレスリリース等を取りまとめ、環境省担当官と協議の上、定期的に報告すること。

3. 業務履行期限

令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

4. 成果物

紙媒体：報告書 7 部（A 4 判 100 頁程度）

電子媒体：報告書の電子データを収納した DVD-R 2 枚（セット）

報告書等及びその電子データの仕様、記載事項等は、別添によること。

提出場所 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

5. 著作権等の扱い

（１）成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、納品の完了をもって受託者から環境省に譲渡されたものとする。

（２）受託者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しないものとする。

（３）成果物に含まれる受託者が有する著作物等（以下、「既存著作物」という。）が含まれている場合、その著作権は受託者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。

（４）成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、受託者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。

（５）成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。

（６）納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

6. 情報セキュリティの確保

受託者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 受託者は、委託業務の開始時に、委託業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 受託者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。
また、委託業務において受託者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 受託者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は受託者において委託業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 受託者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
また、委託業務において受託者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 受託者は、委託業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

7. その他

- (1) 受託者は、本書に疑義が生じたとき、本書により難い事由が生じたとき、あるいは本書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) ウェブコンテンツ作成に当たっては、『みんなの公共サイト運用ガイドライン (2024年版)』(総務省) 及び「ウェブ・コンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン (WCAG) 2.0」の内容を元に策定された JIS X 8341-3:2016 に基づくこと。また、デザインレイアウトにおいては「Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関するガイドライン (平成 31 年 4 月 18 日)」及び『Web サイトガイドブック (平成 31 年 4 月 18 日)』に基づくこと。また、サイト運営にあたっては「Web サイト等の整備及び廃止に係るドメイン管理ガイドライン (平成 30 年 3 月 30 日)」に基づいたドメイン使用を前提とし、ウェブコンテンツを作成すること。

上記各ガイドライン等は以下の URL において公開している。

(参考) 「みんなの公共サイト運用ガイドライン (2024 年版)」

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/guideline.htm

(参考) 「ウェブ・コンテンツ・アクセシビリティ・ガイドライン (WCAG) 2.0」

※JIS X 8341-3:2016 と内容はおおむね一致しているが、日本語特有の扱い等 JIS 規格のみの記載もある点に留意すること。

<https://waic.jp/docs/wcag2/>

(参考) 「Web サイト等による行政情報の提供・利用促進に関するガイドライン」、

『Web サイトガイドブック』及び「Web サイト等の整備及び廃止に係るドメイン管理ガイドライン」

<https://cio.go.jp/guides>

さらに JavaScript (ECMAScript) を用いる場合には、以下の点に留意すること。

- 第三者製ライブラリの利用に当たってはライセンスを事前に確認の上、著作権等の権利侵害を起こさないようにすること
- ライブラリのバージョンは可能な限り最新のものを採用することとし、セキュリティ上の脆弱性の報告されているライブラリについては対策の施されているバージョンに更新すること
- 独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) の発行する『安全なウェブサイトの作り方』(<https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity.html>) 等を参考に、既知の種類の脆弱性 (クロスサイト・スクリプティングやクッキーからの意図しない情報漏洩等) に対する対策を講ずること。また運用時も対策漏れの有無を定期的に確認し、漏れのあった場合は対処を行うこと

- (3) 本業務を行うに当たって、企画競争参加希望者は、必要に応じて「GaN 技術による脱炭素社会・ライフスタイル先導イノベーション事業」及び「革新的な省 CO2 実現のための部材や素材の社会実装・普及展開加速化事業」に係る令和 6 年度の資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

ただし、コピーや写真撮影等の行為は禁止する。また、閲覧を希望する資料であっても、情報セキュリティ保護等の観点から、提示できない場合がある。

連絡先：環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室
(TEL:03-5521-8339)

- (4) 会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあつては、契約締結時における国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律 (平成 12 年法律第 100 号) 第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針 (以下「基本方針」という) の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

基本方針 URL :

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

(別添)

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時においての国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

基本方針 URL：

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針（<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>）を参考に適切な表示を行うこと。

英語サマリーについては、以下により作成すること。

（1）以下の対訳集等を参考に、ネイティブチェックを経ること。

①環境用語和英対訳集(EIC ネット <https://www.eic.or.jp/library/dic/>)

②法令用語については、日本法令外国語訳データベースシステムの標準対訳辞書（<https://www.japaneselawtranslation.go.jp/>）

（2）海外で参照されることを念頭に入力には半角で行い、全角文字や全角スペースは使用しないこと。特に以下に注意すること。

- ・丸数字は使用不可。「℃」→「degrees C」又は「degrees centigrade」
- ・記号はすべて半角。例：「“ ”」→「" "」、「「 」」→「' 」」、「—」→「-」
- ・化学物質は英文名＋化学記号（半角の英数字）。1/4 文字にしない。二度目以降は化学記号のみでも可。例：carbon dioxide (CO2)
- ・環境省の略称は「MOE」（大文字）

2. 電子データの仕様

電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、環境省担当官との協議により、下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りでない。

（1）Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

（2）使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
 - ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
 - ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
 - ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式
 - ・音声・動画：MP3 形式、MPEG2 形式 又は MPEG4 形式
- (3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式 (PDF/A-1、PDF/A-2 又は PDF1.7)」による成果物を作成すること。
- (4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 又は CD-R（以下「DVD-R 等」という。仕様書において、DVD-R 等以外の媒体が指定されている場合や、環境省担当官との協議により、DVD-R 等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。）とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。
- (5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. 成果物の二次利用

- (1) 納品する成果物（研究・調査等の報告書）は、オープンデータ（二次利用可能な状態）として公開されることを前提とし、環境省以外の第三者の知的財産権が関与する内容を成果物に盛り込む場合は、①事前に当該権利保有者の了承を得、②報告書内に出典を明記し、③当該権利保有者に二次利用の了承を得ること。

第三者の知的財産権が関与する内容の一部または全部について、二次利用の了承を得ることが困難な場合等は、当該箇所や当該権利保有者等の情報を、以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

- (2) 環境省が保有するオープンデータの情報を政府が運用するオープンデータのポータルサイト「データカタログサイト e-Gov データポータル (<https://data.e-gov.go.jp/>)」に掲載及び更新情報を反映させるためのデータに関する説明（メタデータ）について、成果物と併せて以下の URL からダウンロード出来る様式に必要事項を記入し提出すること。

<https://www.env.go.jp/kanbo/koho/opendata.html>

4. その他

成果物納入後に受託者側の責めによる不備が発見された場合には、受託者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

8. 企画書作成事項

企画書は、以下の項目について、別紙様式に従い作成すること。

(1) 業務に対する理解度

本業務を実施するために必要な専門的知見と理解度がわかるように、業務全体の実施方針を別紙様式Aに従い記述すること。

(2) 業務実施方法等の提案

以下の提案事項について、別紙様式Bに従い記述すること。

① 業務の骨子(1)に記述したパワー半導体等の現状と課題の整理、将来の国内外の市場規模の推計等について、実施内容及び方法を具体的に記載すること。

②業務の骨子(2)に記述した環境省 GaN 事業の技術開発状況の把握・とりまとめについて、実施内容及び方法を具体的に記載すること。

③業務の骨子(3)に記述した最先端半導体のサプライチェーン上の主要プレイヤーの調査について、実施内容及び方法を具体的に記載すること。

④業務の骨子(4)に記述した GaN on GaN 半導体の社会実装・普及展開に向けた方策案の検討について、実施内容及び方法を具体的に記載すること。

⑤業務の骨子(5)に記述した環境省 GaN 事業の技術開発・社会実装の工程表(案)作成について、具体的な提案を記載すること。

⑥業務の骨子(6)に記述した有識者による検討会実施について、具体的な実施内容及び方法を記載すること。

(3) 業務実施フロー

業務実施フローを別紙様式Cに従い記述すること。

(4) 業務実施体制

配置予定の管理技術者及び従事者の経歴、業務実績等を別紙様式D-1に、業務の内容ごとの業務従事者の配置、役割分担等を別紙様式D-2に従い、記述すること。

(5) 業務実績

過去5年間における気候変動対策に係る調査業務等の実績について、別紙様式Eに従い記述すること。

(6) 組織のカーボンニュートラル実現に向けた取組状況

以下の事項について、別紙様式Fに従い記載すること。

①2050年又はそれ以前のカーボンニュートラル達成など、設定している温室効果ガスの排出削減目標。

②デコ活応援団への参画及びデコ活宣言の実施の有無、デコ活に関する取組状況。

（７）組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

別紙様式Gに従い、事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）でのISO14001、エコアクション21、エコステージ、エコ・ファースト制度、地方公共団体による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得の有無を記載し、有の場合は当該認証の名称を記載するとともに、証明書の写しを添付すること。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。

又は現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合は、過去の認証及び現在の環境マネジメントシステムの名称を記載するとともに、過去の認証の証明書及び現在の環境マネジメントシステムの設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。

（８）組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

別紙様式Hに従い、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定等、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定）の有無を記載し、有の場合は当該認定等の名称を記載するとともに、認定通知書等の写しを添付すること。ただし、企画書提出時点において認定等の期間中であること。

(別紙様式A)

業務に対する理解度

本業務の事業全体の実施方針をご提案ください。

(※) 本様式はA 4 版 2 枚以内とする。

業務の実施方法等の提案

1. 業務の骨子（1）について

業務の骨子（1）に記述したパワー半導体等の現状と課題の整理、将来の国内外の市場規模の推計等について、実施内容及び方法を具体的に記載してください。

2. 業務の骨子（2）について

業務の骨子（2）に記述した環境省 GaN 事業の技術開発状況の把握・とりまとめについて、実施内容及び方法を具体的に記載してください。

3. 業務の骨子（3）について

業務の骨子（3）に記述した最先端半導体のサプライチェーン上の主要プレーヤーの動向把握について、実施内容及び方法を具体的に記載してください。

4. 業務の骨子（4）について

業務の骨子（4）に記述した GaN on GaN 半導体の社会実装・普及展開に向けた方策案の検討について、実施内容及び方法を具体的に記載してください。

5. 業務の骨子（5）について

業務の骨子（5）に記述した環境省 GaN 事業の技術開発・社会実装の工程表（案）について、具体的な提案を記載してください。

6. 業務の骨子（6）について

業務の骨子（6）に記述した有識者による検討会実施について、具体的な実施内容及び方法を記載してください。

注 本様式は全項目合計で A 4 版 1 0 枚以内に記載すること。

(別紙様式C)

業務全体の実施フロー

時 期	業 務 内 容

注 本様式はA 4 版 1 枚に記載すること。

業務実施体制（配置予定管理技術者）

管理技術者

氏 名			生年月日		
所 属 役 職				経験年数(うち本業務の類似業務の従事年数)	
				年 (年)	
学 歴 (卒業年次/学校種別/専攻)					
従事技術分野の経歴（直近の順に記入）					
1)		年 月～		年 月（ 年 ヶ月）	
2)		年 月～		年 月（ 年 ヶ月）	
3)		年 月～		年 月（ 年 ヶ月）	
主な手持ち業務の状況（手持ち業務の総数： 年 月 日現在 件）					
業 務 名	発 注 機 関		履行期間		契約金額
主な業務実績					
業務名			契約金額		
発注機関			履行期間		
○業務の概要					
保 有 資 格					
○主な資格（技術士など）					

注1 本様式はA4版1枚に記載すること。

注2 手持ち業務は、契約金額が500万円以上の業務を対象とし、受注決定後未契約のものがある場合は、参考見積金額を契約金額と想定するものとする。

業務実施体制（業務従事者の配置、役割分担等）

注1 本様式はA4版1枚以内とする。

注2 業務の内容ごとに担当するチームの構成、役割分担、配置予定者の氏名、役職及び簡単な経歴を記載し、またそのメンバーとした理由を併せて記載する。

過去5年間における気候変動対策に係る調査業務等の実績

業 務 名			
発 注 機 関 (名称、住所)			
(受託企業名)			
(受託形態)			
履 行 期 間			
業 務 の 概 要			
技 術 的 特 徴			
予定管理技術者の 従 事 の 有 無			

注1 本様式は、A4版4枚以内に記載すること。

注2 業務名は10件まで記載できるものとする。

注3 受託形態の欄には、元請受注か下請受注かの区別を記載すること。

注4 業務の概要の欄には、業務内容を具体的かつ簡潔に記載すること。

注5 技術的特徴の欄には、本業務に関連する点を記載すること。

注6 実績を証明するものとして、元請の場合は契約書写し、下請の場合は注文・請書写しを添付すること。

組織のカーボンニュートラル実現に向けた取組状況

(1) 温室効果ガスの排出削減目標の設定

(作成注) 2050年又はそれ以前のカーボンニュートラル達成など、提案者が設定している温室効果ガスの排出削減目標を記載すること。目標は原則として公表しているものとし、当該目標が掲載されているウェブページのURLを記載又は該当資料を添付すること。

(2) デコ活の実施の実施状況

(作成注) デコ活に関する取組状況は、デコ活応援団での活動状況、デコ活宣言の内容、「取組、製品・サービス」の登録内容等について記載すること。

【参考】デコ活ウェブサイト：<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>

デコ活応援団への参画	有 ・ 無
デコ活宣言の実施	有（宣言日：令和○年○月○日） ・ 無
デコ活に関する取組状況	

注1 (1) と (2) 合計でA4判1枚以内とする。

組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

(①現在認証中である場合、②現在まで認証を受けたことがない場合又は③過去に認証を受けたことはあるが現在環境マネジメントシステム等を継続していない場合)

認証の有無：
認証の名称： (認証期間：○年○月○日～○年○月○日)

注1 現在認証中である場合、証明書等の写しを添付すること。

注2 認証は、事業者の経営における主たる事業所（以下「本社等」という。）において取得しており、かつ、提案書提出時点において期間中であるものに限る。

(現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを設置、運営等している場合)

過去に受けていた認証の名称： (認証期間：○年○月○日～○年○月○日)
現在の環境マネジメントシステムの名称：

注1 過去に認証を受けた証明書等及び現在の環境マネジメントシステム設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。

注2 証明書及び規則等は、本社等において取得し、又は設置、運営等しているものに限る。

組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

認定等の有無：	
認定等の名称：	(認定段階：) (計画期間：○年○月○日～○年○月○日)

- 注1 プラチナえるぼし認定、えるぼし認定、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定については認定通知書の写しを、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画（策定義務のない事業主(常時雇用する労働者が100人以下のもの)が努力義務により届出たものに限る。）については労働局の受付印のある一般事業主行動計画策定届の写しを添付すること。
- 注2 くるみん認定については認定等の名称に新基準（改正後認定基準（令和4年4月1日施行）により認定）のものであるか旧基準（改正前認定基準又は改正省令附則第2条第5項の経過措置により認定）のものであるか明記すること。
- 注3 認定段階についてはえるぼし認定の認定段階（1～3）を、計画期間については女性の職業生活における活躍の推進に関する法律及び次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画に示された計画期間を明記すること。
- 注4 本社等において取得しており、かつ、企画書提出時点において認定等の期間中であるものに限る。
- 注5 内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、ワーク・ライフ・バランス等推進企業認定等相当確認通知書の写しを添付すること。

委 託 契 約 書

支出負担行為担当官 環境省地球環境局長 土居 健太郎（以下「甲」という。）は、
〔相手方商号・名称、代表者役職・氏名・適格請求書発行事業者登録番号（Tから始まる13桁の番号）〕（以下「乙」という。）と令和7年度最先端 GaN 基板を利用した半導体技術の早期社会実装に向けた調査等委託業務（以下「委託業務」という。）について、次の条項により契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 乙は、別添の仕様書に基づき委託業務を行うものとする。

（委託費の金額）

第2条 甲は、乙に金〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇円・消費税率 10%・課税対象額〇〇〇円）を超えない範囲内で委託業務に要する費用（以下「委託費」という。）を支払う。

（業務実施期間及び及び納入場所）

第3条 業務実施期間及び及び納入場所は次のとおりとする。

業務実施期間 令和7年 月 日から令和8年3月31日

納入場所 環境省地球環境局地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室

（契約保証金）

第4条 甲は、この契約の保証金を免除するものとする。

（再委託等の制限）

第5条 乙は、業務の全部若しくはその主たる部分の処理を他人（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）である場合も含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、文書により甲の承認を得たときはこの限りではない。

2 乙は、前項の規定により再委託する場合には、当該再委託に係る再受託者の行為について、甲に対し全ての責任を負う。本項に基づく乙の責任は本契約終了後も有効に存続する。

（監督）

第6条 乙は、甲の指示監督により業務を行うものとする。

2 業務の遂行に当たって疑義又は不明の点が生じたときは、甲の指示に従うものとする。

（報告書の提出）

第7条 乙は、この委託業務が完了したときは、環境省委託契約事務取扱要領（平成13年環境省訓令第27号。以下「要領」という。）による委託業務完了報告書（以下「報告書」という。）を作成し、第3条に定める業務実施期間内に甲に提出しなければならない。

2 乙は、第3条に定める業務実施期間の経過後30日以内又は委託業務実施年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、委託業務の実施状況を記載し、委託費の支出

内容を明らかにした委託業務精算報告書を要領により作成して、甲に提出しなければならない。

(検査)

第8条 甲は、前条第1項の報告書を受理したときは、受理した日から起算して10日以内又は委託業務実施年度の3月31日のいずれか早い日までに、完了した委託業務が契約の内容に適合したものであるかどうかを検査し、委託業務の完了を確認しなければならない。

(委託費の額の確定)

第9条 甲は、前条の規定に基づく検査の結果、乙の実施した委託業務の内容が契約に適合すると認めたときは、第7条第2項の委託業務精算報告書に基づく金額と第2条に規定する委託費の金額のいずれか低い額を確定額とし、乙に通知する。

(委託費の支払い)

第10条 乙は、前条の規定による通知を受けた後に、委託費の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、概算払に係る環境大臣と財務大臣との協議が整った場合においては、必要があると認められる金額について、乙の請求により概算払をすることができるものとする。この場合乙は、委託業務の進捗状況及び必要経費を明らかにし、要領による概算払請求書とともに甲に提出するものとする。

3 官署支出官は、第1項又は第2項の規定による適法な請求書を受理した日から起算して30日以内（以下「約定期間」という。）に委託費を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第11条 甲は、前条第3項の約定期間内に委託費を乙に支払わない場合は、約定期間満了の日の翌日から支払いをする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として乙に支払わなければならない。ただし、約定期間内に支払わないことが、天災地変等甲の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。

(過払金の返還)

第12条 乙は、既に支払いを受けた委託費が、第9条第1項の委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還しなければならない。

(仕様書の変更)

第13条 甲は、必要があると認めるときは、仕様書の変更内容を乙に通知して、仕様書を変更することができる。この場合において、甲は、必要があると認められるときは業務実施期間若しくは委託費を変更し、又は乙に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(業務の中止等)

第14条 天災地変その他やむを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、乙は、甲と協議の上契約の解除又は変更を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、第7条から第12条までの規定に準じ精算する。

(契約の解除)

第15条 甲は、次の各号の一に該当するときは、催告することなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 乙の責に帰する事由により、乙がこの契約の全部又は一部を履行する見込みがないと認められるとき。
- 二 乙が第5条第1項、第24条又は第25条若しくは第31条の規定に違反したとき。
- 三 乙又はその使用人が甲の行う監督及び検査に際し不正な行為を行い、又は監督官等の職務の執行を妨げたとき。
- 四 業務実施期間内に報告書の提出がなかったとき。

2 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

3 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号いずれかに該当する行為をした場合は、催告することなくこの契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて甲等の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

4 甲は、前三項の規定によりこの契約の全部又は一部を解除した場合は、既に支払った委託費の全部又は一部の返還を、期限を定めて乙に請求することができる。

(再受託者等に関する契約解除)

第16条 乙は、契約後に再受託者等（再受託者及び共同事業実施協力者並びに乙、共同事業実施協力者又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）が第15条第2項及び第3項のいずれかに該当する者（以下「解除対象者」という。）であることが判明したときは、直ちに当該再受託者等との契約を解除し、又は再受託者等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が再受託者等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再受託者等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再受託

者等との契約を解除せず、若しくは再受託者等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

(違約金等)

第17条 次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、乙は、甲の請求に基づき、委託費の100分の10に相当する金額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 一 甲が第15条又は前条第2項の規定により契約の全部又は一部を解除したとき。
- 二 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人が契約を解除したとき。
- 三 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人が契約を解除したとき。
- 四 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等が契約を解除したとき。
- 五 この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- 六 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- 七 納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- 八 この契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超える場合において、甲がその超える分の損害を損害金として請求することを妨げない。

(損害賠償)

第18条 甲は、第15条又は第16条第2項の規定によりこの契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

(延滞金)

第19条 乙は、第12条、第15条第4項若しくは第22条の規定による委託費の返還又は第17条の規定による違約金等の支払いを甲の指定する期間内に行わないときは、当該未払金に対して、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条各項の規定により、法務省令で定める利率により計算した額の延滞金を甲に支払わなければならない。

(表明確約)

第20条 乙は、第15条第2項及び第3項のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 乙は、解除対象者を再受託者等としないことを確約しなければならない。

(不当介入に関する通報・報告)

第21条 乙は、自ら又は再受託者等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再受託者等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(担保責任)

第22条 甲は、仕様書による成果物を受理した後1年以内に契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、契約不適合である旨を乙に通知し、修補又は既に支払った委託費の一部を返還させることができるものとする。

(秘密の保全)

第23条 乙は、この契約の履行に際し相手方より開示を受け又は知り得た相手方の技術上及び営業上その他の一切の情報のうち秘密である情報を第三者に漏らし又は他の目的に利用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合又は相手方の文書による事前の承諾を受けた場合は、この限りではない。

一 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報

二 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報

三 開示を受け又は知得した後、自己の責によらずに公知となった情報

四 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報

五 相手方から開示された情報とは無関係に独自に開発・取得したことを証明できる情報

六 公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報

2 乙は、この契約の履行に際し知得した甲の秘密を第三者に漏らし又は他の目的に利用したことにより、甲に損害が生じた場合、甲に直接生じた損害を、相当因果関係の範囲で賠償の責を負う。

(個人情報の取扱い)

第24条 乙は、甲から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の

符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。）及び特定個人情報（マイナンバー（個人番号）をその内容に含む個人情報をいう。）（以下、「個人情報」という。）については、善良なる管理者の注意をもって取り扱わなければならない。

- 2 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱わせる業務を再委託等する場合は、事前に甲の承認を得るとともに、本条に定める、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該再受託者等も講ずるように求め、かつ当該再受託者等が約定を遵守するよう文書で義務づけなければならない。承認を得た再受託者等の変更及び再受託者等が再々委託等を行う場合についても同様とする（以下、承認を得た再受託者等を単に「個人情報取扱い業務再受託者等」という。）。
- 3 乙は、前項の承認を受けようとする場合は、あらかじめ文書により甲の承諾を得なければならない。
- 4 乙は個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。
- 5 乙は、個人情報を取り扱う従事者の明確化、従事者に対する監督・教育を行うものとする。
- 6 乙は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に甲の承認を得た場合はこの限りでない。
 - 一 甲から預託された個人情報を第三者（前項記載の文書の合意をした個人情報取扱い業務再受託者等を除く。）に提供し、又はその内容を知らせること。
 - 二 甲から預託された個人情報について、甲が示した利用目的（特に明示がない場合は本契約の目的）の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。
 - 三 特定個人情報を取り扱う業務において、乙又は個人情報取扱い業務再受託者等の事務所、事業場等から外部に特定個人情報を持ち出すこと。
- 7 乙は、甲から預託された個人情報を取り扱う場合には、責任者及び取扱者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況についての検査に関する事項等の必要な事項について定めた文書を甲に提出するとともに、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理（個人情報取扱い業務再受託者等による管理を含む。）のために必要な措置を講じなければならない。
- 8 甲は、個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて必要があると認めるときは、所属の職員に、乙又は個人情報取扱い業務再受託者等の事務所、事業場等において、甲が預託した個人情報の管理が適切に行われているか等について実地検査等の調査をさせ、乙に対し必要な指示をさせることができる。
- 9 乙又は個人情報取扱い業務再受託者等は、業務の完了又は契約解除等により、甲が預託した個人情報が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）が不要になった場合には、速やかに甲に返却又は破砕、溶解及び焼却等の方法により個人情報を復元困難及び判読不可能な方法により廃棄若しくは消去し、その旨を文書により甲に報告しなければならない。ただし、甲が別段の指示をしたときは、乙又は個人情報取扱い業務再受託者等はその指示に従うものとする。
- 10 乙は、甲から預託された個人情報の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に違反する事実を認識した場合には、直ちに自己の費用及び責任において被害の拡大防止等のため必要な措置を講ずるとともに、甲に当該事実が発生した旨、並びに被害状況、復旧等の措置及び本人（個人情報により識別されることとなる特定の個人）への対応等について直ちに報告しなければならない。また、甲から更なる報告又は何らかの措置・

対応の指示を受けた場合には、乙は当該指示に従うものとする。

- 1 1 乙は、甲から預託された個人情報以外に、業務に関して自ら収集又は作成した個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づいて取り扱うこととし、甲が別段の指示をしたときは当該指示に従うものとする。
- 1 2 乙は、乙又は個人情報取扱い業務再受託者等の責に帰すべき事由により、業務に関連する個人情報（甲から預託された個人情報を含む。）の漏えい、滅失、毀損、不正使用、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責を負う。
- 1 3 本条の規定は、本契約又は業務に関連して乙又は個人情報取扱い業務再受託者等が甲から預託され、又は自ら取得した個人情報について、業務を完了し、又は解除その他の理由により本契約が終了した後であっても、なおその効力を有する。

（再委託等契約内容の制限）

第25条 乙は、第5条第1項の規定により再委託を承認された場合に乙が行う委託契約中に前二条及び第35条と同様の規定を定めなければならない。

（帳簿等）

第26条 乙は、委託業務に係る経費について帳簿を備え、これに収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておかなければならない。

- 2 乙は、前項の帳簿及びその支出内容を証する証拠書類を、委託業務の精算が完了した日又は中止（廃止）の承認を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保存しなければならない。

（委託業務の調査）

第27条 甲は、必要があると認めたときは、職員に命じて、委託業務の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について、乙から報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

- 2 甲は、再受託者に対しても、必要があると認めたときは、職員に命じて、委託業務の実施状況、委託費の使途その他必要な事項について、乙から報告を求め、又は実地に調査できるものとする。この場合において、乙は当該調査を行うことについて、再受託者が同意するように必要な措置をとらなければならない。

（故意又は重過失による過払いがある場合の措置）

第28条 前条に基づく調査の結果、甲が乙の故意又は重過失に起因する過払いがあると判断したときは、乙は、甲の要求に従い、甲が指定する期日までに甲に対して委託業務について、第7条第2項の委託業務精算報告書に準じた修正委託業務精算報告書を提出しなければならない。

- 2 甲は、必要と認める場合には、第1項の調査の結果及び前項の修正実績報告書を踏まえて甲が過払いと認める金額につき、乙に対して直ちに返還するよう求めることができる。この場合、甲は、当該過払い額につき、乙がこれを受領した日の翌日から過払い額の納付の日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条各項の規定により、法務省令で定める利率により計算した利息を付すことができる。

(財産の管理)

第29条 乙は、委託業務により財産を取得した場合は、第7条第1項の規定による報告書を提出するまで又は甲が提出を求めたときに甲に届け出なければならない。

2 乙は、委託業務により取得した財産（以下「取得財産」という。）を、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 乙が取得財産を亡失又は毀損したときは、それによって生じた損害の賠償はすべて乙の負担とする。ただし、乙の責に帰すべき事由によらない場合は、この限りではない。

4 この委託業務を実施するに当たって委託業務により取得した財産の所有権（取得財産に係るその他の権利を設定した場合は、これらの権利を含む。以下同じ。）については、委託業務が完了又はこの契約を解除するまでの間、乙にこれを帰属させるものとする。

5 乙は、第1項の財産のうち甲が指定するものについて、委託業務を完了し若しくはこの契約を解除し又は甲が返還を求めたときは、甲の指示に従い、これを甲に返還しなければならない。この場合において、所有権は乙から甲に移転するものとする。

(財産管理に係る費用の負担等)

第30条 乙は、委託業務の完了の時期までの間、取得財産の維持、保管等に係る費用を負担するとともに、当該財産に起因する事故によって当該財産を所有する乙以外の第三者が損害を受けた場合には、その責任を負わなければならない。

(債権譲渡の禁止)

第31条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承認を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項ただし書に基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払いによる弁済の効力は、甲が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(知的財産権等の定義)

第32条 この契約書において「知的財産権」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一 特許権、特許を受ける権利、実用新案権、実用新案登録を受ける権利、意匠権、意匠登録を受ける権利、回路配置利用権、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利、育成者権、種苗法（平成10年法律第83号）第3条に規定する品種登録を受ける地位及び外国における上記各権利に相当する権利（以下「産業財産権」という。）

二 著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定するすべての権利を含む）並びに外国における上記権利に相当する権利（以下「著作権」という。）

三 技術情報のうち秘匿することが可能なものであって、かつ、財産的価値のあるもの（以下「ノウハウ」という。）を使用する権利

2 この契約書において「発明等」とは、次の各号に掲げるものをいう。

一 発明

二 考案

三 意匠及びその創作

四 半導体集積回路の回路配置に関する法律（昭和60年法律第43号）第2条第2項に規定する回路配置及びその創作

- 五 種苗法第2条第2項に規定する品種及びその育成
 - 六 著作物及びその創作
 - 七 ノウハウ及びその案出
- 3 この契約書において知的財産権の「実施」とは、特許法（昭和34年法律第121号）第2条第3項に定める行為、実用新案法（昭和34年法律第123号）第2条第3項に定める行為、意匠法（昭和34年法律第125号）第2条第2項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律第2条第3項に定める行為、種苗法第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条までに規定するすべての権利に基づき著作物を利用する行為並びにノウハウを使用する行為をいう。

（知的財産権の帰属）

- 第33条 甲は、契約締結日に乙が次の各号のいずれの規定も遵守することを文書による確認書で甲に届け出た場合、委託業務の成果に係る知的財産権を乙から譲り受けないものとする。
- 一 乙は、委託業務の成果に係る発明等を行った場合には、遅滞なく、第36条の規定に基づいて、その旨を甲に報告する。
 - 二 乙は、甲が公共の利益のために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求める場合には、無償で当該知的財産権を実施する権利を甲に許諾する。
 - 三 乙は、当該知的財産権を相当期間活用していないと認められ、かつ、当該知的財産権を相当期間活用していないことについて正当な理由が認められない場合において、甲が当該知的財産権の活用を促進するために特に必要があるとしてその理由を明らかにして求めるときは、当該知的財産権を実施する権利を第三者に許諾する。
 - 四 乙は、甲以外の第三者に当該知的財産権の移転又は当該知的財産権についての専用実施権（仮専用実施権を含む。）若しくは専用利用権の設定その他日本国内において排他的に実施する権利の設定若しくは移転の承諾（以下「専用実施権等の設定等」という。）をするときは、合併又は分割により移転する場合及び次のアからウまでに規定する場合を除き、あらかじめ甲の承認を受ける。
 - ア 子会社又は親会社（会社法第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合（ただし、その子会社又は親会社が日本国外に存する場合を除く。）
 - イ 承認TLO（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号）第4条第1項の承認を受けた者（同法第5条第1項の変更の承認を受けた者を含む。））又は認定TLO（同法第11条第1項の認定を受けた者）に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
 - ウ 技術研究組合が組合員に当該知的財産権の移転又は専用実施権等の設定等をする場合
- 2 甲は、乙が前項で規定する文書を提出しない場合、乙から当該知的財産権（著作権については、著作権法第27条及び第28条に定める権利を含む。次項において同じ。）を譲り受けるものとする。
- 3 乙は、第1項の文書を提出したにもかかわらず同項各号の規定のいずれかを満たしておらず、更に満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(成果の利用行為)

第34条 乙は、前条第1項の規定にかかわらず、委託業務により納入された著作物に係る著作権について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲内において、甲が実施する権利及び甲が第三者に実施を許諾する権利を、甲に許諾したものとする。

2 乙は、甲及び第三者による実施について、著作権人格権を行使しないものとする。また、乙は、当該著作物の著作者が乙以外の者であるときは、当該著作者が著作権人格権を行使しないように必要な措置をとるものとする。

3 乙は、委託業務の成果によって生じた著作物及びその二次的著作物の公表に際し、委託業務による成果である旨を明示するものとする。

(委託業務の成果に関する不正な流出の防止)

第35条 乙は、委託業務の成果について、第三者への不正な流出を防止するため、従業者の間で退職後の取決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるよう努めなければならない。

2 乙は、不正に第三者への委託業務の成果の流出があった場合には、遅滞なく甲に報告するとともに、不正行為者に対し法的処置を講ずるなど、適切に対処しなければならない。

(知的財産権の報告)

第36条 乙は、委託業務の成果に係る発明等の権利化、秘匿化又は公表等に係る方針を策定し、文書による発明等報告書を甲に対し報告しなければならない。乙は、委託業務の成果に係る発明等が得られたときは、出願又は公表の前に文書により甲に対し、当該成果並びに当該成果の取扱い及びその理由を報告しなければならない。

2 乙は、委託業務の成果に係る産業財産権の出願又は申請を行ったときは、出願の日から60日以内（ただし、外国における出願の場合は90日以内）に、産業財産権出願通知書を甲に提出しなければならない。

3 乙は、前項に係る国内の特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願を行う場合は、特許法施行規則第23条第6項に従い、以下の記載例を参考にして、当該出願書類に国の委託に係る研究の成果に係る出願である旨を記載しなければならない。

【特許出願の記載例（願書面【国等の委託研究の成果に係る記載事項】欄に記入）】

「国等の委託研究の成果に係る特許出願（令和〇年度環境省「〇〇」委託研究、産業技術力強化法第17条（平成12年法律第44号）の適用を受ける特許出願）」

4 乙は、第1項に係る産業財産権の出願に関して設定の登録等を受けた場合には、設定の登録等の日から60日以内（ただし、外国にて設定の登録等を受けた場合は90日以内）に、産業財産権通知書を甲に提出しなければならない。

5 乙は、委託業務により納入された著作物については、当該著作物の納入後60日以内に、文書による著作物通知書を甲に提出しなければならない。

6 乙は、委託業務の成果に係る産業財産権を自ら実施したとき及び第三者にその実施を許諾したとき（ただし、第38条第4項に規定する場合を除く。）は、実施等した日から60日以内（ただし、外国にて実施等した場合は90日以内）に、甲に対して文書による産業財産権実施届出書を提出しなければならない。

7 乙は、委託業務の成果に係る産業財産権以外の知的財産権について、甲の求めに応じて、自己による実施及び第三者への実施許諾の状況を文書により報告しなければならない。

い。

(知的財産権の移転)

- 第37条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権を甲以外の第三者に移転する場合（本委託業務の成果を刊行物として発表するために、当該刊行物を出版する者に著作権を移転する場合を除く。）には、第33条から第40条までの規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。
- 2 乙は、前項の移転を行う場合には、当該移転を行う前に、文書により移転承認申請書を甲に提出して甲の承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第33条第1項第四号アからウまでに定める場合には、この限りではない。なお、共有している知的財産権の場合は、乙が持分を第三者に移転することについて、あらかじめ他の共有者から同意を得ておくものとする。甲は、承認にあたり条件を付すことができるものとする。
- 3 乙は、第1項の第三者が乙の子会社又は親会社（これらの会社が日本国外に存する場合に限る。）である場合には、同項の移転を行う前に、甲に事前連絡の上、必要に応じて甲乙間の調整を行うものとする。
- 4 乙は、第1項の移転を行ったときは、移転を行った日から60日以内（ただし、外国にて移転を行った場合は90日以内）に、文書により移転通知書を甲に提出しなければならない。
- 5 乙は、第1項の移転を行ったときは、当該知的財産権の移転を受けた者に、当該知的財産権について、第33条第1項各号及び第3項並びに第34条から第40条までの規定を遵守させるものとする。

(知的財産権の実施許諾)

- 第38条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権について甲以外の第三者に実施を許諾する場合には、第33条、第34条、本条及び第40条の規定の適用に支障を与えないよう当該第三者に約させなければならない。
- 2 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権に関し、甲以外の第三者に専用実施権等の設定等を行う場合には、当該設定等を行う前に、文書により専用実施権等設定承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、合併又は分割により移転する場合及び第33条第1項第四号アからウまでに定める場合には、この限りではない。甲は、承認にあたり条件を付すことができるものとする。
- 3 乙は、前項の第三者が乙の子会社又は親会社（これらの会社が日本国外に存する場合に限る。）である場合には、同項の専用実施権等の設定等を行う前に、甲に事前連絡の上、必要に応じて甲乙間の調整を行うものとする。
- 4 乙は、第2項の専用実施権等の設定等を行ったときは、設定等を行った日から60日以内（ただし、外国にて設定等を行った場合は90日以内）に、文書により専用実施権等設定通知書を甲に提出しなければならない。

(知的財産権の放棄)

- 第39条 乙は、委託業務の成果に係る知的財産権を放棄する場合（共有している知的財産権のうち、他の共有者が持分を放棄する場合を含む。）は、当該放棄を行う前に、文書により知的財産権放棄届出書を甲に提出しなければならない。

(ノウハウの指定)

第40条 甲及び乙は、委託業務の成果に係るノウハウのうち、甲に提出するノウハウを、協議の上、速やかに指定するものとする。

2 乙は、前項の規定に基づき指定されたノウハウにつき、甲の指示に従い、委託業務の成果に係る報告とは別に甲に提出しなければならない。

3 ノウハウの指定に当たっては、秘匿すべき期間を明示するものとする。

4 前項の秘匿すべき期間は甲乙協議の上決定するものとし、原則として、委託業務完了の翌日から起算して5年間とする。ただし、指定後において必要があるときは甲乙協議の上、秘匿すべき期間を延長し、又は短縮することができる。当該期間中、甲は乙の文書による同意がない限り、乙は甲の文書による同意がない限り、ノウハウを第三者に開示又は公表することができない。

5 甲は、第2項の規定によりノウハウが乙から提出されたときは、これを秘密情報の漏えいを防止することができる場所にて、適切に保存しなければならない。

(知的財産権の管理)

第41条 乙は、第33条第2項に該当する場合、委託業務の成果に係る発明等の次の各号に掲げる手続については、甲の求めに応じて、甲の名義により行うものとする。

一 特許権、実用新案権、意匠権又は育成者権に係る権利にあつては、出願から権利の成立に係る登録まで必要となる手続

二 回路配置利用権にあつては、申請から権利の成立に係る登録までに必要な手続

2 甲は、前項の場合において委託業務の成果に係る産業財産権の権利の成立に係る登録が日本国において行われたとき（ただし、日本国における登録が行われたとき権利が成立していない他の外国の権利にあつては、当該外国において権利が成立したときとする。）に、乙に対し、乙が当該産業財産権の出願又は申請、審査請求及び権利の成立に係る登録までに要した経費のうち、委託業務の業務実施期間内に要した経費に限り支払うものとする。

(職務発明規定の整備)

第42条 本契約の成果に係る発明等が受託者である乙に帰属するとの日本版バイ・ドール制度（産業技術力強化法（平成12年法律第44号）第17条）の趣旨に鑑み、乙は、従業者又は役員（以下「従業者等」という。）が行った発明等が委託業務を実施した結果得られたものであり、かつ、その発明等をするに至った行為がその従業者等の職務に属する場合には、その発明等に係る知的財産権が乙に帰属する旨の契約を本契約の締結後速やかにその従業者等と締結し、又はその旨を規定する職務規程等を定めなければならない。ただし、乙が知的財産権を従業者等から乙に承継させる旨の契約を乙の従業者等と既に締結し、又はその旨を規定する職務規程等を定めており、これらを委託業務に適用できる場合は、この限りでない。

(知的財産等の使用)

第43条 乙は、知的財産権その他第三者の権利の対象になっているものを使用するときは、その使用に関する責任を負わなければならない。

(存続条項)

第44条 甲及び乙は、本委託事業を完了若しくは中止し、又は本契約が解除された場合であっても、次に掲げる事項については、引き続き効力を有するものとする。

一 各条項に期間が定めてある場合において、その期間効力を有するもの

第19条、第22条及び第26条

二 各条項の対象事由が消滅するまで効力を有するもの

第12条、第15条第2項から第4項まで、第16条から第18条まで、第21条、
第24条、第29条、第31条、第33条から第40条まで、第43条及び本条

(紛争又は疑義の解決方法)

第45条 この契約について、甲乙間に紛争又は疑義が生じた場合には、必要に応じて甲
乙協議して解決するものとする。

(裁判所管轄)

第46条 本契約に関する訴えの第一審は、甲の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専
属する。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲	住 所	東京都千代田区霞が関一丁目2番2号	
	氏 名	支出負担行為担当官	
		環境省地球環境局長	土居 健太郎 印

乙	住 所		
	氏 名		印
	登録番号	T	